



平成16年 1月23日

各医師会乳幼児保健担当理事 殿

福岡県医師会乳幼児保健担当理事

岡 田 象二郎



子ども予防接種週間の実施にあたっての厚生労働省通知について

標記の件につきましては、平成15年12月26日付でご協力をお願い申し上げておりますが、今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知された旨、日本医師会より別紙のとおり連絡がありましたので参考までにお送りいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



(地 236)

平成16年1月8日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

子ども予防接種週間の実施にあたっての厚生労働省通知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、子ども予防接種週間の実施につきましては、平成15年12月16日付(地 217)をもってお送りいたしました。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課長、雇用均等・児童家庭局母子保健課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に「子ども予防接種週間」の実施について、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくこと等を求める通知がなされました。

また、厚生労働省健康局結核感染症課予防接種係より、各都道府県予防接種担当者に対し、各地方公共団体の広報誌等において、子ども予防接種週間の趣旨を紹介する等普及啓発の推進に協力をお願いする事務連絡がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、平成15年12月16日付(地 217)でお願いいたしました日医宛お送りいただきます予防接種実施医療機関の名簿を本会にて整理のうえ、貴会宛にお送りする予定にしておりますので、都道府県及び市町村にも情報提供していただき、住民からの問い合わせに対応できるようにしたいと考えておりますので、行政と十分連携をとりつつ、子ども予防接種週間の実施にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

健感発第 1 2 2 4 0 0 2 号
雇児母発第 1 2 2 4 0 0 1 号
平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
母子保健課長

「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種の推進については、かねてより御高配を賜っているところですが、子どもに対する予防接種への関心を高め、一類疾病に係る予防接種の接種率向上を図ることを目的として、日本医師会と日本小児科医会の主催により、平成 1 6 年 3 月 1 日（月）から同月 7 日（日）までの 1 週間、別添実施要綱に基づき「子ども予防接種週間」が実施されることとなりました。

つきましては、貴職におかれましても、この週間に合わせて子どもへの予防接種に関する正しい知識の普及啓発に積極的に努めていただくとともに、これを契機に関係機関とも十分連携をとりつつ、母子保健主管部局、児童福祉施設を所管する児童福祉主管部局が協力して、継続的な啓発活動を実施していただくようお願いします。

「子ども予防接種週間」実施要綱

1．趣旨及び目的

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種率の向上を図る。特に諸外国より麻しんの輸出国と批判されている現状を強く認識し、接種率を上げることにより、我が国の麻しん根絶を目指す。

ちなみに、平成15年3月にとりまとめられた厚生労働省厚生科学審議会感染症分科会ポリオおよび麻しんの予防接種に関する検討小委員会の「今後のポリオおよび麻しんの予防接種に関する提言」において、我が国における今後の方策として、「より接種しやすいあらゆる環境づくりに努力すべきである。具体的には、接種漏れ者に対し、休日接種、もしくは予防接種週間を設定するなど、予防接種機会の増大を図る。」とされている。

2．主催

社団法人日本医師会、社団法人日本小児科医会

3．後援

厚生労働省、「健やか親子21」推進協議会

4．実施期間

平成16年3月1日（月）～3月7日（日）までの1週間

*この時期は4月からの入園・入学に備え、保護者の予防接種への関心を惹起するとともに、接種漏れを見直すよい時期である。

5．対象者

予防接種法に基づく一類疾病の被接種対象者（特に1歳～7歳半の子ども）及びその保護者

6．対象地域

全国

7. 活動内容

(1) 診療時間外の予防接種の実施等

通常の診療時間に予防接種が受けにくい人たちに対し、土曜日、日曜日に予防接種を行うとともに、種々の予防接種の相談に応じる。

賛同した医療機関、各地域の予防接種センターは、それぞれ協力できる日に予防接種を実施し、できるだけ多くの医療機関、予防接種センターに参加していただく。事業賛同者は以下の事業を行う。

3月6日(土) 3月7日(日)に、医療機関、予防接種センターで予防接種を実施する。

この期間中は、とくに丁寧に予防接種に関する相談に応じる。電話相談も受ける。

一部の医療機関、予防接種センターでは、アレルギー体質で未だ接種を受けていない児に皮内テストを行い、可能であれば接種を行う。

(2) 普及啓発・広報

市民公開講座の開催

日本医師会市民公開講座「予防接種で感染症を防ごう」

日時：平成16年2月7日(土) 14時～16時

場所：日本医師会館大講堂

東京都文京区本駒込 2-28-16

TEL03-3946-2121

公開講座のシンポジウムを収録した番組を、平成16年2月28日にNHK土曜フォーラムで放映予定(23時30分～24時40分)。

ポスターの作成・配布

日本医師会において普及啓発ポスターを作成し、会員医療機関、保健所等に配布。

ホームページ(HP)の作成等

- ・日本医師会のホームページ(以下「HP」という。)に子ども予防接種週間のサイト(<http://www.med.or.jp/vaccine/>)を作り、普及啓発を図る。
- ・日本小児科医会会員のうち、HPのある医療機関が日本医師会のHPの「子ども予防接種週間」、健やか親子21の「わが国からはしかをなくそう」のサイトにリンクする。
- ・健やか親子21のHPに、「わが国からはしかをなくそう」のサイトをつくり、HPのある医療機関にリンクしてもらう。

その他

- ・マスコミ等の取材に応じ、子ども予防接種週間の普及・啓発に努める。

事 務 連 絡
平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日

各 都道府県 予防接種担当者 様

厚生労働省健康局
結核感染症課予防接種係

「子ども予防接種週間」の実施について

予防接種行政の推進につきましては、平素より多大な御理解・御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、平成 1 5 年 1 2 月 2 4 日健感発第 1 2 2 4 0 0 2 号・雇児母発第 1 2 2 4 0 0 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長・厚生労働省雇用均等児童家庭局母子保健課長通知をもってお願いをしているところですが、現在、日本医師会及び日本小児科医会において、3 月 7 日（土）、3 月 8 日（日）に予防接種実施等事業に参加する医療機関のリストを作成中で、当該リストが都道府県医師会又は都道府県小児科医会から都道府県に対して送付される予定となっています。

各地方公共団体においては、広報誌等において、子ども予防接種週間の趣旨を紹介する等普及啓発の推進に協力いただきますよう、お願いします。